いじめ研修用テキスト

つなぐ

―基本編―

いじめ防止対策推進法を
すべての教員に。



株式会社シンエイ教育

2027年3月1日 発行

はじめに

いじめ防止対策推進法の施行から10年以上が経過しました。一方で，学校現場への浸透には課題が残され，「法律は絵に描いた餅」との指摘もされています。

（中日新聞, 2023）

いじめを防止するには，法に基づく共通理解と組織的な対応が不可欠です。

本テキストでは，一人ひとりがいじめ対応の要点を確認し，学校全体でいじめを防止する力を高めることを目指します。

➤ 目次

1. いじめの定義
2. 学校いじめ対策組織
3. 組織的対応
4. 学校いじめ防止基本方針
5. 重大事態

➤ 登場人物



もり先生



さくら

➤ 本テキストの活用例

各自の基本確認
一人ひとりが，いじめ対応の基本を確認する際に活用できます。

校内研修の共通資料
読み合わせや校内体制の確認など，校内研修で活用できます。

1 いじめの定義

いじめ防止対策推進法 第2条

「いじめ」とは，児童等に対して，当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって，当該行為の対象となった**児童等が心身の苦痛を感じているもの**をいう。

基本事項

1. いじめの定義は，これまでの改定を経て，より広義となっている。
2. 現行の定義は，継続性や集団性，力の不均衡を要件としていない。

注意点

1. 心身の苦痛が生じていれば，けんかであっても，法に基づきいじめと認知される。
2. 被害を受けた子どもがいじめを否定していても，一般に苦痛を受けていると考えられる場合は，積極的にいじめとして認知する。

（文部科学省, 2016）

いじめの定義は正しく理解されているか

調査では，教員の約8割がいじめの定義を理解していると回答した一方，いじめに該当する事例を正しく判断しなかった教員が約半数に上りました。
いじめの定義について，自身の理解を改めて確認することが大切です。

（加藤他, 2018）

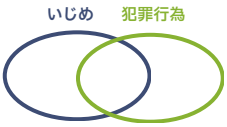


行為をした側に悪意がなくとも，いじめに該当するケースもあります。



いじめを受けた子どもを幅広く守るための定義なんですね。

Check 1　いじめと犯罪



いじめには，犯罪行為に該当するものもあります。
犯罪に該当しうるいじめは，警察と連携して対応する旨をあらかじめ保護者に周知できているか確認しましょう。

（文部科学省, 2026）

2 学校いじめ対策組織

いじめ防止対策推進法 第22条

学校は，当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため，
当該学校の複数の教職員，心理，福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の
関係者により構成される**いじめの防止等の対策のための組織**を置くものとする。

基本事項

1. 学校いじめ対策組織は，学校全体のいじめ対策の中核となる。
2. いじめの認知は，特定の教職員のみによることなく，組織を活用して行う。

（文部科学省, 2017）

注意点

1. いずれかのタイミングで全教職員が組織に参画できるようにする。
2. 子どもや保護者に組織の活動を周知し，信頼を築く必要がある。

（文部科学省, 2017; 小西, 2014）

学校いじめ対策組織の主な役割

- 未然防止
  いじめを許さない環境づくりなど
- 早期発見
  相談や通報の窓口となるなど
- 事案対処
  状況把握や緊急会議の開催など
- その他
  学校いじめ防止基本方針の点検など

Webで確認



子どもから見て，「いじめから守ってくれる組織」を目指しましょう。



頼りになる組織があると，学校の雰囲気も変わりそうですね。

Check 2　組織の構成



自校の学校いじめ対策組織について，次のことを確認しておきましょう。

① 現在の構成員
② 全教職員が参画するための仕組み

3 組織的対応

学校いじめ対策組織への報告・相談

教職員は，ささいな兆候や懸念，児童生徒からの訴えを，抱え込まずに，又は対応不要であると個人で判断せずに，**直ちに全て当該組織に報告・相談**する。

（いじめの防止等のための基本的な方針 p.27）

基本事項

1. いじめに係る情報が，学校いじめ対策組織へ漏れなく報告される体制を整える。
2. 情報共有の手順や内容を，あらかじめ明確に定めておく。

（文部科学省, 2017）

注意点

1. 悪気がなかったもの，すぐに仲直りしたものなど，厳しい指導を必要としない事案であっても，学校いじめ対策組織へ共有する必要がある。

（文部科学省, 2017）

報告を常に受けられる体制づくり

日々のいじめに関する情報を「集約担当」が整理し，緊急性を一次的に判断する方法も提案されています。

（国立教育政策研究所, 2021）

報告を円滑に行うために，報告シートを活用する方法があります。
右のQRコードから，Word形式でダウンロードできます。

Webで確認



子どもにも，学校いじめ対策組織に相談する大切さや方法を知らせましょう。



相談した後にどうなるかも分かると，安心して相談できそうです。

Check 3　組織の役割分担



自校の学校いじめ対策組織について，次の役割を確認しておきましょう。

① 運営の中心となる「総合調整役」
② 情報の「集約担当」

4 学校いじめ防止基本方針

いじめ防止対策推進法 第13条

学校は，いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し，その学校の実情に応じ，当該学校における**いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定める**ものとする。

基本事項

1. 学校いじめ防止基本方針は，学校いじめ対策組織と並んでいじめ対策の要となる。
2. 学校方針を通じて子どもや保護者に安心感を与え，いじめ加害の抑止につなげる。

（文部科学省, 2017; 小西, 2014）

注意点

1. 学校方針の実効性を高めるため，定期的に点検し，必要に応じて見直す。
2. 策定や見直しの際には，子どもや保護者等の意見を取り入れながら検討する。

（文部科学省, 2017; 小西, 2014）

いじめ防止プログラムの充実

未然防止に向けた具体的な取組を，「いじめ防止プログラム」として記載することが重要です。自校の実情を踏まえ，子どもとも協力してプログラムの充実を図りましょう。

（文部科学省, 2017）

Webで確認



入学時や各年度の開始時には，方針について子どもや保護者に必ず説明します。

（文部科学省, 2017）



スマホやPCを持っていない子もいるので，紙の資料もあると良さそうですね。

Check 4　学校いじめ防止基本方針を伝える工夫



学校方針は，子どもや保護者に内容が伝わることが大切です。
ホームページへの掲載に加えて，できる工夫を話し合いましょう。

いじめ研修用テキスト

つなぐ

―実践編―

すべての子どもが
安心できる学校を。



株式会社シンエイ教育

2027年3月1日 発行

はじめに

令和6年度には，いじめが原因とされる自殺が8件報告されるなど，子どもの生命が失われる深刻な事態が依然として生じています。（文部科学省, 2025）

こうした現状を変えていくためには，学校全体でいじめ対策を見直し，改善を重ねていくことが重要です。

本テキストでは，これまでの知見や教訓を踏まえ，自校のいじめ対策を振り返ります。

➤ 目次

1. 重大事態から見える課題
2. 被害者と加害者への対応
3. いじめの集団力学
4. ICTを活用したいじめ対策
5. いじめ防止の実践例

➤ 登場人物



もり先生



さくら

➤ 本テキストの活用例

各自の基本確認
一人ひとりが，いじめ対応の基本を確認する際に活用できます。

校内研修の共通資料
読み合わせや校内体制の確認など，校内研修で活用できます。

1 重大事態から見える課題

令和6年度のいじめの状況

・いじめの認知件数：769,022件 （前年比 ＋36,454件）
・重大事態の発生件数：1,404件 （前年比 ＋98件）

（文部科学省, 2025）

重大事態の調査報告書から

1 中学3年生の自死事案（令和6年）

・「当該校の『いじめ対策委員会』は書類上存在しているだけで，全く実効性のないものであったといえます。」
・「どこに報告していいのかわからない状況であった」
・「学年主任に報告すれば上にあがっていくだろうと考えていたが，実際は学年主任に話をした後，同じ話を教頭に話し，校長にも話をしなければならない状況」

2 小学生が4年間にわたりいじめを受けた事案（令和6年）

・「アンケートに対し，対象児童は『なにか困ったこと，つらいと思うこと，心配なことはありますか』という設問に対し，『ない』という選択肢に斜線を引くという目立ちにくい形で，悩みがあることを記していた。このことについて，担任は特に問題であるとは考えず，話を聞くなどの対応はとらなかった」
・「年間行事計画にいじめ防止に向けた校内研修を年1回実施することとなっているが，実際には生徒指導や教育相談の研修として実施されており，いじめ防止に特化した研修は実施されていなかった。」

（各自治体公表の調査報告書より引用）



いじめアンケートのチェックは，複数人での体制が望ましいですね。



いじめ防止の研修も，年に1回だけでよかったんでしょうか。

いじめに関する研修は，年に複数回実施します。（文部科学省, 2017）

特に多い指摘は何か

調査報告書150件の分析で，最も多かったのは「組織的対応」に関する指摘でした。
次いで「被害児童生徒への支援」，「保護者との情報共有」が続きます。

（文部科学省・子ども家庭庁, 2024）

Check 1　自校の改善点を探る



事例を踏まえ，自校の体制に改善すべき点がないか
意見を出し合いましょう。

2 被害者と加害者への対応

いじめ防止対策推進法 第3条第3項

いじめの防止等のための対策は，**いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要である**ことを認識しつつ，国，地方公共団体，学校，地域住民，家庭その他の関係者の連携の下，いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

被害者支援でのポイント

1 複数の教職員やSC・SSWとの連携 ※SC=スクールカウンセラー, SSW=スクールソーシャルワーカー

いじめ防止対策推進法の第23条第3項では，複数の教職員が心理・福祉等の専門家の協力を得ながら，子どもや保護者への支援を行うことが求められています。

2 安心して学べる環境の確保

同法の第23条第4項では，必要に応じて加害者に別の教室等で学習を行わせるなど，被害者や他の子どもが安心して教育を受けられるようにすることが求められています。

加害者対応でのポイント

1 加害行為のスティグマ化

教室での「いじめは恥ずかしい行為である」という認識を徹底するため，加害者への処罰や，被害者が納得できる謝罪が重視されています。

（斎藤, 2022）

2 謝罪は慎重に行う

謝罪は複雑な行為であり，安易な実施は逆効果になりかねません。
加害者が希望しても性急に行わず，慎重な判断が求められます。

（藤川, 2024）

謝罪を急いだ事例

いじめを認定した学校が，加害側から被害生徒への謝罪の機会を設けたところ，被害生徒はその日の夜に大量に服薬したという報道がありました。
後に「謝罪の場については慎重であるべきだったのでは」との指摘がされています。

（KKT NEWS NNN, 2026）



いじめの解消には，①いじめに係る行為が相当の期間止んでいること，②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないことの両方が要件となります。

（文部科学省, 2017）



謝罪があったからといって，それで終わりではないんですね。